

【原 著】

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の
目標明確化手順の検討

紺谷 遼太郎 横松 友義

Studying a Procedure to Clarify the Goals of Education and Care in Centers for Early Childhood
Education and Care Consisting of Kindergartens and Nursery Schools

Ryotaro KONYA, Tomoyoshi YOKOMATSU

2020

岡山大学教師教育開発センター紀要 第10号 別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education
and Development, Okayama University, Vol.10, March 2020

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の 目標明確化手順の検討

紺谷 遼太郎※1 横松 友義※2

本研究では、保育所及び幼稚園における関連先行研究成果を援用して、幼保連携型認定こども園カリキュラム・マネジメントを実現可能にする教育及び保育の目標を明確化することにより、その有効性について検討した。その結果、関連先行研究成果の援用は、国の保育・教育課程基準の変更や対象園の状況に応じて必要な手順を加えれば可能であると考えられた。そして、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の明確化手順と関連先行研究成果の手順とを比較・検討することにより、それらとの共通点及び相違点について考察した。その結果、現時点では、保育所における保育目標の明確化手順とは共通することになり、幼稚園の保育目標の明確化手順とは、目標案の検討・修正の観点に、養護の観点が入ってくる点が異なることになると考えられた。

キーワード：幼保連携型認定こども園，教育及び保育の目標明確化，カリキュラム・マネジメント

※1 岡山大学大学院教育学研究科大学院生

※2 岡山大学大学院教育学研究科

I 本研究の目的

2018年度から、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園には、三つの側面をもつカリキュラム・マネジメントが導入されている。中央教育審議会答申（中央教育審議会，2016）によれば、その三つの側面は以下の通りである。第一に「各領域のねらいを相互に関連させ、『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』や小学校の学びを念頭に置きながら、幼児の調和の取れた発達を目指し、幼稚園等の教育目標等を踏まえた総合的な視点で、その目標の達成のために必要な具体的なねらいや内容を組織する」という側面。第二に「教育内容の質の向上に向けて、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する」という側面。第三に「教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる」という側面。これら三つの側面について、横松（2017）はそれぞれ「国の教育課程基準の実現と特色のあるカリキュラム創りを可能にする、自園の保育の目標・ねらい・内容の連関性を確保するという側面」、「教育課程のPDCAサイクルを回すという側面」、「教育内容を決定した後、実際の保育を創造していく際に、職員同士、あるいは、職員と保護者や地域の人々等とが協働して、内外の物的資

源等を効果的に活用する側面」と捉えている。

幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメントを実現させるうえでは、第一の側面である、国の教育課程基準の実現と園の特色のあるカリキュラム創りを可能にする教育及び保育の目標を明確化することが不可欠である。しかしながら、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標の明確化手順に関連する先行研究は、紺谷ら（2019）が幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標に関する法的規定の内容を整理し、その独自性について考察したもののみである。

このように、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標の明確化手順に関する学術研究の蓄積がわずかであることには、原因があると考えられる。この点については、幼保連携型認定こども園に限らず、幼児教育・保育の分野に共通してみられるように考える。例えば、我が国において最初に幼稚園カリキュラム・マネジメント研究を実施したと考えられる山中ら（2011）は、幼稚園において「実際に効力のある保育目標を明確化しようとする努力が、重視されてこなかった」と指摘している。また、若月（2015）は、「実際の保育現場では保育目標に掲げている目標は単なる飾りで、絵に描いたもちになっているような場合が多い」と主張している。このように、幼児教育・保育現場においては、保育実践から遊離しやすい抽象的な目標が設定される状況が放置されたままとなっており、実効のある目標を明確化しようとする努力が重視されてこなかったと捉えることができる。

こうした状況を踏まえて、幼保連携型認定こども園において教育及び保育の目標の明確化手順を開発していくことは重要ではあるが、目標の明確化を図ろうとするときには、対象園のニーズそのものを探りながら研究を進めていくことにする。

幼保連携型認定こども園の教育及び保育は、幼稚園や保育所と共通化されている部分があるため、カリキュラム・マネジメント手順に関する幼稚園や保育所における関連先行研究の成果が援用できると考えられる。

そこで、本研究では、保育所及び幼稚園における関連先行研究成果を援用して、幼保連携型認定こども園カリキュラム・マネジメントを実現可能にする教育及び保育の目標を明確化することにより、その有効性について検討することを第1の目的とする。そのうえで、保育所及び幼稚園における関連先行研究成果と比較・検討することにより、それらとの共通点及び相違点について考察することを第2の目的とする。

Ⅱ 保育所及び幼稚園における関連先行研究成果の援用可能性

1 保育所における関連先行研究成果の援用可能性

保育所における保育目標明確化手順の開発を行った研究として、横松ら（2009）や渡邊ら（2010）の研究が挙げられる。横松らは、保育の実際に対応し、かつ職員が納得できる保育目標の明確化手順を開発している。それは、外部支援者の協力を得ながら、園内資料から実際の保育に対応した保育目標案を

導き出し、それを教育基本法に示されている幼児教育の目的の観点から検討し修正を加え、園の代表者が納得できる目標を得るというものである。

また、この際、教育基本法に示される幼児期の教育の目的に関する理解を助ける資料を作成している。教育基本法において「教育の目的」は「人格の完成を目指し」と述べられ、さらに「幼児期の教育」について、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と記されている。つまり、幼児期の教育は人格完成へと至ることを目指した生涯にわたる人格形成の基礎を培うことである。横松らは、教育基本法には人格完成へと至る過程及び人格完成へ至るための基礎についての具体的な内容は規定されておらず、各園が規定する必要性を指摘する。そこで、この幼児期の教育の目的である人格完成へ至るための基礎についての理解を深めるために、エリック・H・エリクソン、ジョアン・M・エリクソン、孔子の見解の解説・解釈を示した資料を作成している。

さらに、渡邊らは園の保育目標について、保育所保育指針が示す保育目標と整合するように、養護と5領域の観点から修正する手順を加えている。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という）における「保育」は、第2条に記載されているように、保育を必要とする子どもに対して行われる児童福祉法に規定する保育と同義であり、認定こども園において行われる保育と保育所において行われる保育では共通化されている。したがって、保育所において開発されている保育目標明確化手順は、幼保連携型認定こども園の保育面の目標明確化手順に援用できるといえる。

2 幼稚園における関連先行研究成果の援用可能性

幼稚園における保育目標明確化手順については、山中ら（2011）や横松（2015a）が開発している。これらの研究によれば、まず園の保育に関する資料から、保育実践とつながりを持ち、実際に目指す保育目標案を導き出す。続いて、その保育目標案を、教育基本法及び学校教育法における幼児教育ないし幼稚園教育の目的及び目標の観点から吟味し、修正する。これによって、園の特色が保持され、保育実践との関連も明確で、国の教育課程基準も満たす保育目標が開発される。

さらに、横松（2015a）は、保育目標を明確化するためのより実用的で、有効な手順を開発している。彼は、資料から保育目標案を導き出した後、保育目標案を検討・修正する際の考慮事項は園によって異なることに着目し、目標案を検討する前に考慮事項を明確化する手順を加えている。

この手順では、明確化された保育目標を園の保育者に受け入れられるようにするために、各園の園長を対象に、次の①～⑯の事柄をどれだけ考慮するかについて、半構造化面接を実施する。①設立・建学の精神、②園長の考え方、③保育者の願い、④全保育者での協議、⑤幼児を取り巻く環境（家庭、地域社会）の実態、⑥幼児の生活の実態、⑦入園している幼児の現実の姿、⑧保育目標の具体的内容についての話し合いと共通理解、⑨保育目標を浸透させるためのそ

の表現の工夫，⑩関係法規や関係施策，⑪幼児教育に関する専門的知識の裏づけ，⑫地域社会の願い，⑬保護者の願い，⑭園環境（施設，設備，保育者の年齢構成等）の実態，⑮その他。なお，②と③と④については，併せて問い，その中で，主任クラス以上と主任に準ずる保育者の立場も問う。この結果に基づいて，園ごとの考慮事項を加えて，園としての最初の保育目標案を検討・修正できると考えられる，保育目標案を再考するための資料を作成する。

この資料を園に提示し，その内容について説明したうえで，保育目標案の検討・修正を依頼し，回答を得る。その回答内容について確認した上で，最終的には，園長の承認をもって，保育目標を確定する。なお，横松（2015b）は，私立幼稚園の園長等 27 名に上記の保育目標明確化手順の妥当性について質問し，対象者全員が妥当である，ないしは妥当であろうと思うという回答を得ている。

これらの研究で扱った保育目標の国の基準とは，旧幼稚園教育要領の規定内容に基づくものである。現在の幼稚園教育要領（文部科学省，2017）では，園の保育目標は，上記の規定内容に加えて，幼稚園教育要領に示されている「育みたい資質・能力」を踏まえなければならない。

また，横松（2017）は，横松ら（2009）が考案した教育基本法及び学校教育法に示されている幼児教育ないし幼稚園教育の目的及び目標について理解を深めることのできる資料を発展させ，その中にアブラハム・H・マズローの考え方を加えている。彼は，それを保育目標案の検討・修正の際に提示し説明することで，その作業を支援することを提案している。

認定こども園法における「教育」は，第 2 条に記載されているように「教育基本法第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育」であり，幼保連携型認定こども園において行われる教育の内容は，幼稚園で行われる教育の内容との共通性をもっている。したがって，幼稚園における保育目標明確化手順は，幼保連携型認定こども園の教育面の目標明確化手順に援用可能性をもつといえる。

Ⅲ アクション・リサーチの計画

1 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標に関わる法的規定

幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標に関わる規定内容を整理しておく。

まず，幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下，「教育・保育要領」という）（内閣府，文部科学省，厚生労働省，2017）において，「幼保連携型認定こども園における教育及び保育は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する目的及び第 9 条に掲げる目標を達成するため」とされている。つまり，幼保連携型認定こども園で行われる教育及び保育は，認定こども園法の目的・目標を達成する必要があるため，各園の教育及び保育の目標も認定こども園法が記す目的・目標と整合性がなければならない。

幼保連携型認定こども園の目的については，認定こども園法第 2 条第 7 項で，

「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うこと」と記述されている。つまり、幼保連携型認定こども園の目的には、子どもに対する教育と保育のみではなく、保護者への子育て支援も含まれているわけである。

教育及び保育の目標と子育て支援の関係について、紺谷ら（2019）は「教育及び保育の内容だけでなく、子育て支援等も、教育及び保育の目標に規定される」と考察している。確かに、幼保連携型認定こども園は、幼稚園や保育所とは異なり、子育て支援が全体的な計画のもとで計画されていくという独自性もっている。しかし、全体的な計画は、各幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を明確にして作成されるものであるから、教育及び保育の目標が明確になることによって、園の教育及び保育の活動だけでなく、子育て支援も方向づけられることとなる。つまり、教育及び保育の目標を明確化する時点では、子育て支援に関わる規定が影響することはないということである。

また、認定こども園法第9条では、教育及び保育の目標として、6つの目標を達成するように規定されている。1から5は、教育・保育要領の、健康、人間関係、環境、言葉、表現領域に対応する目標であり、6は養護に関わる目標である。したがって、園の教育及び保育の目標はこれらの目標内容と整合する必要がある。

さらに、幼保連携型認定こども園における教育の部分については、教育基本法の示すところから従う必要がある（内閣府、文部科学省、厚生労働省、2017）。このとき、Ⅱの1で引用した横松ら（2009）が指摘しているように、教育基本法の示す教育の目的及び幼児期の教育の目的である、人格完成へと至る過程及び人格完成へ至るための基礎についての具体的な内容は規定されておらず、各園が規定する必要がある。

加えて、各園の教育及び保育の目標は、教育・保育要領の示す育みたい資質・能力の内容と整合性をもたなければならない。なぜなら、教育・保育要領（内閣府、文部科学省、厚生労働省、2017）において、各園の教育及び保育の目標は「幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を踏まえつつ」明確にするよう規定されているからである。育てたい資質・能力とは、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」である。

以上をまとめると、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標は、認定こども園法、教育基本法、教育・保育要領の示す目的及び目標に関する内容と整合する必要がある。

2 アクション・リサーチ開始時のA幼保連携型認定こども園の状況説明

ここでは、園が特定されない範囲で、本アクション・リサーチを実施する園の状況を説明する。A幼保連携型認定こども園（以下、「A園」という）は、私

立である。0歳児から5歳児まで1クラスずつあり、平成27年に保育所から幼保連携型認定こども園へと移行した。A園は、設定保育の活動が非常に多い保育を行っているが、子どもの主体的な活動を重視した保育へと転換しようとしている。加えて、A園は、教育・保育要領に従いカリキュラム・マネジメントの実現を目指そうとしている。それに対して、執筆者は幼保連携型認定こども園においてカリキュラム・マネジメントを実現させるための手順の確立を目指しており、そこで、両者は互いの目的を共有し、その達成のために、共同研究者として、アクション・リサーチを開始している。

また、この時期には通常の保育業務に加えて、園の経営上必要となる他業務があり、本リサーチのために労力をかけることのできる時間的余裕が少ない状況にあった。そのため、園側の作業は、教育及び保育の目標明確化のために園が主体的に判断しなければならないことに限定し、それ以外の作業を外部支援者が最大限行いつつ、いかに園と協働していくかたちを整えていくかが課題となった。園の教育及び保育の目標を明確化する際には、園が自覚的に計画し、自律的に目標設定することが重要であろう。そこで、園の主体性を最大限確保するために、目標明確化手順の各段階について、園側が妥当と判断しているか確認を取るように配慮した。

3 計画の概要

本リサーチの手順については、保育所の保育目標明確化手順に関する先行研究成果を援用しつつ、手順の途中で目標案を検討していく際の考慮事項を事前に明らかにする方が効率的であることを踏まえ、この点については横松(2015a)の方法を援用する。これらを踏まえ、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標明確化のために、以下の手順を計画する。

- ① 外部支援者が、園の実際の教育及び保育に関する資料を収集し、それらの資料を基に、実際の教育及び保育に対応する教育及び保育の目標案を作成する。
- ② 外部支援者が、教育及び保育の目標案を検討・修正する際の園側の考慮事項を明らかにするために、園長に面接を行う。
- ③ 外部支援者が、①及び②の成果と、教育基本法と認定こども園法と教育・保育要領における教育及び保育の目的、目標に関する規定を踏まえて、教育及び保育の目標案を再考するための資料を作成する。
- ④ 外部支援者が、③で作成した資料を園側に提示して、その内容について説明を行い、園側の検討・修正に関する見解を記録する。また、その際園側から質問がある場合は、それに受け答える。
- ⑤ 外部支援者が、④の成果を踏まえて、教育及び保育の目標案を検討・修正し、その理由とともに園側に提示する。そして、園にとって不明な点があれば説明を追加し、その上で園と協議して、園側の見解に沿いつつ、教育及び保育の目標案に修正を加える必要がある場合、修正する。最終的には、園長が妥当と判断できた段階のものを、現時点での教育及び保育の目標と

する。

なお、第1執筆者は、事前にA園のことを知っており関心をもっている人間であり、カリキュラム・マネジメントの研究を始めて1年になる。本アクション・リサーチでは、教育及び保育の目標の明確化のための外部支援者の作業全般を行う。

また、第2執筆者はカリキュラム・マネジメント研究者であり、アクション・リサーチの計画、目標案の検討・修正、論文の具体的な執筆それぞれの段階において、外部支援者として随時第1執筆者にアドバイスをを行った。

4 アクション・リサーチ結果の検討の観点

本研究は、アクション・リサーチの研究方法をとる。アクション・リサーチは、現実の問題を解決することを目指す研究方法であり、その積み重ねのなかで、一般化された法則を見出していくことを目指す研究方法である。リサーチ結果の分析に関しては、秋田（2005）が整理しているように、問題解消の「有効性」、コストパフォーマンス等の制約からの「実用性」、場を共有する人やあるいは類似の場の人々の「受容性」の観点から解釈するとともに、その検討は同じデータを分析したときにどの程度同じ結論にいたるかという内的な一貫性としての信頼性の観点から行うことが重要である。そして、リサーチ成果は、場を共有する人や類似の場の人に活用されていくことで、より適用範囲の広い、より一般的な理論へと発展していくものである。

IV アクション・リサーチの実施過程

1 教育及び保育の目標を明確にするための資料収集の方法と収集期間

2018年8月16日に、A園の園長へ本アクション・リサーチについての具体的説明を行った上で、資料の収集を開始した。園の教育及び保育の実際に対応した目標を得るための収集資料は、次の通りである。園のカリキュラムないし年間の指導計画が分かるもの（年間指導計画、月案）、園日より1年分、その他の園の保育の特色を示すもの（園のHPを印刷したもの、記念誌、園の要覧など）、園の保育者による保育に関する撮影記録、第1執筆者による保育観察記録、不明な点についての聞き取り内容である。資料収集期間は、2018年8月から2019年3月である。

2 教育及び保育の目標案を検討する際の考慮事項に関する調査

2019年3月21日に、園内資料から導き出された園として最初の教育及び保育の目標案を検討・修正する際に、園として何を考慮するか、園長を対象に、IIの2で引用した横松（2015a）の手順に従って、半構造化面接を行った。その結果、①～⑯の事柄のうち、「①設立・建学の精神」、「②園長の考え方」、「⑥園児の生活の実態」の3項目を考慮事項にする必要があることが明らかとなった。

「②園長の考え方」については、「どの子どもが受けても生活が楽しいと思うこと、保護者も安心できること」、「園での生活では、家庭生活だけでは経験で

きないこともある。だからといって、講師の先生に来てもらって教えてもらうというだけでは、日常の生活を安心して安全に過ごすことはできない。バランスの良い保育を行っていくことが必要」、「日々、決まった生活リズムのなかで、安心して物事に取り組んでいくことが基本」といった語りがあった。また、「⑥園児の生活の実態」については、「共働きの家庭の子どもがほとんど。子どもも保護者も、園にお友達と遊びに来ている、という感覚はない。朝早くから夜遅くまでいるわけだから、教育的なことだけでなく、ケアもできるような目標を考えていくことは必要」との語りがみられた。なお、①については、園が特定できる恐れがあるため、本稿には載せない。

園の教育及び保育の目標は、園の外部との協働性を考えたとき、園だけではなく家庭や地域に理解しやすいものにしていく必要があるのではないかと、という考え方もあるだろう。これについて本面接では、園の教育及び保育の目標が決定した後、家庭や地域と共有する際に分かりやすく説明していく工夫は求められるだろうが、まずは園として教育及び保育の目標を明確化していくことが重要であるという結論であった。

3 教育及び保育の目標案の作成

まず、第1筆者が、現在の教育及び保育の目標のより具体的な中身を追求する方向性で、収集した資料から実際に目指している教育及び保育の目標案を導き出した。なお、現在の教育及び保育の目標については、園が特定される恐れがあるので、掲載しない。関連先行研究（横松・渡邊，2009；山中・横松，2011）と同様な観点で、具体的には収集した資料のうち、育てることが必要であると何度も強調されている事柄、子どもに育てている力として強調されている事柄、日常的に繰り返されている事柄、映像に記録されている事柄の一つ以上を満たしているといえるものを教育及び保育の目標案とした。

保育実践に関する収集資料から作成された教育及び保育の目標案は次の通りである。なお、【 】内は根拠となる資料である。なお、具体的な内容については、特定されない範囲の表現に変更している。

- ・ 健康で丈夫なからだを育む【園のパフレット，カリキュラム，要覧，日課活動として運動遊びを行なっていること（保育観察記録及び聞き取りから）。】
- ・ 季節に即した過ごし方（※）を身につける【園のHP，パフレット，園の保育者による保育に関する撮影記録の多くが行事に関わるものであること，毎月の園だよりに園の目標として書いていること。】（※ 園の資料の表現の仕方から、「過ごし方」という表現を用いているが，第1執筆者の理解では「過ごし方」という表現には，季節に応じた遊びや製作活動も含まれている。）
- ・ リズムを楽しむなかで，言葉や文字の感覚を身につける【園パフレット，カリキュラム，要覧，日課活動として行われているカード遊びや詩の音読（保育観察記録及び聞き取りから）。】

4 教育及び保育の目標明確化のための資料の作成

次に、第1執筆者が、導き出した最初の教育及び保育の目標案を検討・修正するための資料を作成する。教育及び保育の目標案の検討・修正する際の資料を作成する際には、横松(2015b)が作成した「保育目標を再考するための資料」を活用する。この書式を用いた理由は、既に出来上がっていると共に、その妥当性も確認されているものであるためである。

資料には、まず再考者が園長1人であるため、園内の他の再考者は示していない。次に、保育目標案を示したうえで、考慮すべき事項を一つ一つあげて、検討・修正を依頼する文を加えた。

教育基本法における幼児教育の規定の解釈については、横松(2017)が保育現場において実際に教育基本法の観点について理解を深めることができる資料として「人格完成に至るための基礎を培うことを目的とする幼児教育に関して理解を深めるための資料」を作成しており、これを活用した。その理由は、この資料が前述の書式で既に活用されている「人格完成に至る過程についての参考資料」に、さらに、アブラハム・H・マズローの自己実現に関する内容が加えられたものであり、教育基本法の観点について園側と共通理解を得ていくための資料としてより有効であろうと考えたからである。

続いて、認定こども園法における教育及び保育の目的及び目標規定の観点から、検討・修正することを依頼している。ここでは、教育及び保育の目標案が、6つの目標内容と整合し、園児の心身の発達を助長し、生命の保持、情緒の安定を実現することができるかという観点を提示している。

さらに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示す、育みたい資質・能力の観点から、検討・修正を依頼している。ここでは、教育及び保育の目標案が、育みたい資質・能力を実現することができるかという観点を提示している。

最後に、園長との面接で明らかとなったその他の考慮事項の観点から、教育及び保育の目標案を検討・修正を依頼している。

5 教育及び保育の目標案の検討手順の説明及び共有と園側の見解の記録

2019年3月31日に、A園において、執筆者が園長に教育及び保育の目標の再考のための資料を提示し、その内容について説明した。園長が、執筆者の説明した、目標案の検討・修正の観点及び手順について妥当であると判断し、執筆者が目標案の検討・修正の作業を引き受けることとなった。

その際の園側の検討・修正に関する見解を記録した。また、その際、質問についても受け答えた。

6 教育及び保育の目標案の検討過程

(1) 検討・修正の期間

教育及び保育の目標案の検討・修正にかけた期間は、2019年4月1日から4月6日である。第1執筆者は、園側の検討・修正に関する見解を踏まえつつ、

園側と共有した、教育及び保育の目標の再考のための資料の記述内容に沿って、教育及び保育の目標案を検討し、必要に応じて修正を行った。

(2) 教育基本法の観点からの検討

教育基本法において「教育の目的」は「人格の完成を目指し」と述べられ、さらに「幼児期の教育」について、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と記されている。したがって、幼児期の教育の目的は、人格の完成へと至ることを目指した生涯にわたる人格形成の基礎を培うことである。

この考え方を理解するための資料として、横松（2017）が横松ら（2009）の考案した資料をもとに作成した「人格完成へ至るための基礎を培うことを目的とする幼児教育に関して理解を深めるための資料」を参照した。この資料では、エリック・H・エリクソン、ジョアン・M・エリクソン、アブラハム・H・マズロー、孔子の見解の解説・解釈がなされている。これらの人物に注目する理由について、資料を作成した横松ら（2009）は、次のように説明している。「教育基本法は、生涯教育を理念としているので、教育の目的としての人格完成は老年期に実現すると想定する。そして、この人格完成を、一人ひとりの人間がもつ諸能力・諸特性を最大限かつ調和的に発展させるという一般的にとらえ方で理解した場合、こうした理想的人間は、人生の発達課題を当然達成しているし、これまで理想的な成熟の仕方として言われてきたことも当然達成しているであろうと想定する」（引用文中の注番号は省略している）。人格完成の必要条件を示すものとして、これらの人物の考え方が注目されている。

保育実践に関する収集資料から設定した教育及び保育の目標案を、以上の観点から批判的に検討した結果、ジョアン・M・エリクソンに関する記述内容の「②できるだけ他に依存せず、他に与えることを生き方の基本にする（※自分で自分の健全な生活を作り、他のために活動する人間に育てる必要がある。周りの大人がそうした生き方をしておく必要がある。）」、「③謙虚さ（※他に生かされている感覚、他に気づかせていただいているという感覚〔感謝につながる感覚〕を育てる必要がある。周りの大人がそうした感覚を持って生きていく必要がある。）」、「④美しい物への感性とそれを表現しようとする心（※美しい物や素晴らしい物や驚くような物に心を動かす感性を育てる、それを表現する人に育てる必要がある。）」に対応する目標案が欠けていることが明らかとなった。

そこで、第1執筆者が、これらの内容にあたる保育内容を、収集した保育実践に関する資料から探した。その結果、保育内容として、②は日常的に行われる異年齢保育・当番活動、③は生活の中での礼儀・挨拶（「ありがとう」「いただきます」「どうぞ」等の言葉かけ、他者に接する態度）の重視、④は季節や行事に関する造形・音楽活動が、それらにあたると思った。よって、次の教育及び保育の目標案を新たに付け加え、その修正理由の内容については、後日園側に伝えることにした。

- ・ 他者への思いやりやいたわりの気持ちや態度を育む。
- ・ 感謝の気持ちを育む。

- ・ 美への意識を深め、それを自己表現のできる力を身につける。

(3) 認定こども園法の観点からの検討

認定こども園法の教育及び保育の目標に関する規定の観点から、教育及び保育の目標案を批判的に検討した結果、「六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること」の内容が、不十分であることが明らかとなった。

そこで、第1執筆者は、園長への面接のなかで取り上げられていた「決まった生活リズムのなかで、安心して物事に取り組んでいくこと」を基本に置くという考え方がそれにあたると考え、次の目標案を追加した。また、その修正理由の内容については、後日園側に伝えることにした。

- ・ 安定した生活リズムを送り、情緒の安定と生命の保持を図る。

この段階では、A園は、設定保育を中心に行ってきたため、特に5領域のバランスが不十分であったので、第2執筆者とのやり取りの中で、教育及び保育の目標案の表現においても、5領域のバランスをとることにした。

その際に第2執筆者から、環境領域に対応する目標の表現に、「過ごし方」という表現が一般的には基本的生活を指す言葉であり、不適切ではないかという助言も受けた。それを踏まえて、表現を「季節に即した生活を身につけたり、遊びを工夫したりする」へと変更した。また、「リズムを楽しむなかで、言葉や文字の感覚を身につける」という目標案について、「リズムを楽しむ」という活動の限定性が指摘されるため、この文言を削除し、「言葉や文字の感覚を身につける」とした。また、その修正理由の内容については、後日園側に伝えることにした。

(4) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領からの検討

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の育みたい資質・能力の観点から、教育及び保育の目標案を検討した。その結果、これらの内容について、上記を経て修正された目標案は、条件を満たしているであろうという考えに至った。

(5) 園として考慮する事項からの検討

面接によって明らかにした考慮する必要がある事項、すなわち、①設立・建学の精神、②園長の考え方、⑥園児の生活の実態という観点から検討を行った。その結果、これらの内容について、上記を経て修正された目標案は、条件を満たしているであろうという考えに至った。

7 教育及び保育の目標の確定

2019年4月7日に、A園において、第1執筆者が、これらの過程を経て明確にされた教育及び保育の目標案と修正の理由を園長に提示した。

2019年4月12日に、A園から表現上の問題として、「他者への思いやりやいたわりの気持ちや態度を育む」と「感謝の気持ちを育む」は同系統の方向性を

目指す目標であり、「他者への思いやりや感謝の気持ちを育む」にまとめてはどうかという提案があった。また、同じく表現上の問題を指摘され、「安定した生活リズムを送り、情緒の安定と生命の保持を図る」という表現を「生活リズムを整え、情緒の安定と生命の保持を図る」に修正することにした。その後、修正した教育及び保育の目標案を園側に提示し、2019年4月14日に園長が承認したため、作業を終了した。

以上の過程を経て、明確化された教育及び保育の目標は、以下の通りである。

- ・ 健康で丈夫なからだを育む。
- ・ 季節に即した生活を身につけたり、遊びを工夫したりする。
- ・ 言葉や文字の感覚を身につける。
- ・ 他者への思いやりや感謝の気持ちを育む。
- ・ 美への意識を深め、それを自己表現のできる力を身につける。
- ・ 生活リズムを整え、情緒の安定と生命の保持を図る。

これによって、国の教育課程基準を充足すると共に、園の特色を踏まえた園の実践と連関がある目標が作成された。

V 教育及び保育の目標の明確化手順の定式化と関連先行研究成果の援用可能性についての考察

本研究では、保育所及び幼稚園における関連先行研究の成果を援用して、幼保連携型認定こども園カリキュラム・マネジメントを実現可能にする教育及び保育の目標を明確化することにより、それらの成果の援用可能性について検討している。

まず、本リサーチによって定式化された手順は、次の通りである。

- ① 外部支援者が、園の実際の教育及び保育に関する資料を収集し、それらの資料を基に、実際の教育及び保育に対応する教育及び保育の目標案を作成する。
- ② 外部支援者が、教育及び保育の目標案を検討・修正する際の園側の考慮事項を明らかにするために、園長に面接を行う。
- ③ 外部支援者が、①及び②の成果と、教育基本法と認定こども園法と教育・保育要領における教育及び保育の目的・目標に関する規定を踏まえて、教育及び保育の目標案を再考するための資料を作成する。
- ④ 外部支援者が、③で作成した資料を園側に提示して、その内容について説明を行い、園側の検討・修正に関する見解を記録する。また、その際園側から質問がある場合は、それに受け答える。
- ⑤ 外部支援者が、④の成果を踏まえて、教育及び保育の目標案を検討・修正し、その理由とともに園側に提示する。そして、園にとって不明な点があれば説明を追加し、その上で園と協議して、園側の見解に沿いつつ、教育及び保育の目標案に修正を加える必要がある場合、修正する。最終的には、園長が妥当と判断できた段階のものを、現時点での教育及び保育の目標とする。

次に、本リサーチの限定性について考察する。

第一に、本リサーチは通常の保育業務以外に、園の経営上必要な他業務があった状況のなかで、教育及び保育の目標明確化のための作業を、出来る限り外部支援者が担うこととなった。そうしたなかで、園側の自律的判断を保障するために、園側の見解を記録し、その内容に沿いつつ修正案とその理由を外部支援者が考え、その都度園側に報告して共通理解を得ながら進めていくことが必要になった。第二に、対象園が私立であったことである。本リサーチを行う上で参考とした渡邊ら（2010）は次のように述べている。「私立の場合、創立の精神とか創立時の基本的考え方があり、そこから実効のある保育目標が導き出される傾向が公立園より強いと考えられる。また、そうした形で保育目標が明確にされた場合、その保育目標に基づく保育を展開しようとする傾向も、人事異動で管理職が替わっていく公立園より強いと考えられる」。つまり、本リサーチの結果は、私立の幼保連携型認定こども園に限定して適用することが妥当であると考えられる。

さらに、本リサーチにより明らかとなった、関連先行研究成果の援用可能性について考察する。

本リサーチでは、関連先行研究で開発されてきた保育所や幼稚園における保育目標明確化手順を援用し、特に経営上他の業務があった場合に必要となる手順、すなわち、外部支援者が園側の意見を記録し、それを踏まえて教育及び保育の目標案を検討・修正し、その理由と共に、逐次園側に伝えていくという手順を加えた。また、新しい教育・保育課程基準に対応できるように、保育目標を修正していく観点として、育みたい資質・能力の3つの柱を考慮事項として加えた。これらの手順と考慮事項は、園の実情と時代背景に応じて関連先行研究成果で開発された手順に加えられたものであり、関連先行研究成果の手順そのものに変更を迫るものではない。したがって、関連先行研究成果の援用は、状況に応じて必要な手順を加えれば可能であると考えられる。

VI 関連先行研究成果との共通点及び相違点についての考察

最後に、定式化された、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標の明確化手順と保育所及び幼稚園における関連先行研究成果との共通点及び相違点について考察する。

保育所において、横松ら（2009）は、教育基本法、渡邊ら（2010）はさらに保育所保育指針の示す目標の5領域と養護の観点から保育目標案を検討・修正していた。これに対して、本リサーチでは、教育及び保育の目標は、教育基本法及び5領域と養護及び育みたい資質・能力の観点から検討し、修正が加えられた。つまり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標の明確化手順と保育所における先行研究成果による手順では、目標案を検討・修正する観点が異なっている。しかしながら、前述の先行研究は旧保育所保育指針の規定内容に基づき開発された手順であり、新しい教育・保育課程基準に対応する際には、Vで考察したように保育所保育指針に示されている育みたい資質・能

力から検討・修正する手順が加えられることが想定できる。また、保育目標明確化のための作業の効率性を考えれば、保育目標案を検討する際に考慮する事項について面接を行うという手順が入っていくであろうことは想定できる。したがって、先行研究の保育所における保育目標の明確化手順と、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標明確化手順とは、共通することになると考えられる。

幼稚園において、山中ら（2011）や横松（2015a）が開発した手順では、保育目標案を検討・修正する観点として、教育基本法、学校教育法、園独自に考慮する事項を挙げている。幼保連携型認定こども園と幼稚園で目標案を検討・修正する観点は異なっている。ただし、このうち学校教育法の示す幼稚園教育の目標と、認定こども園法の示す教育面の目標とは同様の内容である。また、幼稚園の先行研究成果は旧教育課程基準の規定内容に基づき開発された手順であり、新しい教育課程基準に対応する際には、Ⅱの2で述べたように幼稚園教育要領に示されている育みたい資質・能力から検討・修正する手順が加えられなければならない。つまり、先行研究の幼稚園の保育目標の明確化手順と幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の明確化手順は、新しい教育課程基準のもとでは、目標案の検討・修正の観点に、養護の観点が入ってくるかどうか異なってくるのみになると考えられる。

参考・引用文献

秋田喜代美（2005）「学校でのアクション・リサーチ学校との協働生成的研究」
秋田喜代美・恒吉僚子・佐藤学『教育研究のメソドロジー 学校参加型マインドへのいざない』東京大学出版会，163-183。

紺谷遼太郎・横松友義（2019）「幼保連携型認定こども園におけるカリキュラム・マネジメントに関する法的規定の内容と独自性」『岡山大学教師教育開発センター紀要』第9号，309-322。

文部科学省（2017）『幼稚園教育要領』，フレーベル館，8。

内閣府・文部科学省・厚生労働省（2017）『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』，フレーベル館，4-8。

中央教育審議会（2016）『幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）』中央教育審議会，72-73。

若月芳浩（2015）「園の保育目標」森上史朗・柏女霊峰編『保育用語辞典〔第8版〕』ミネルヴァ書房，159。

渡邊祐三・横松友義（2010）「実効のある保育目標及び保育全体の理論的枠組みを前提にした保育課程編成手順の開発—私立御南保育園でのアクション・リサーチをとおして—」『カリキュラム研究』第19巻，85-98。

山中秀馬・横松友義（2011）「幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順の開発—私立清和幼稚園でのアクション・リサーチ—」『教育実践論集』第12号，135-144。

横松友義・渡邊祐三 (2009) 「各保育園におけるこれからの保育課程開発のための園文化創造アドバイザーの支援に関する考察」『岡山大学大学院教育学研究科集録』第 141 号, 29-42。

横松友義 (2015a) 「私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順の実用性・有効性向上の追求」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第 158 号, 43-51。

横松友義 (2015b) 「私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順の類型化とその活用に関する考察」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第 159 号, 25。

横松友義 (2017) 「各幼稚園でカリキュラム・マネジメントを成立させるための研究者の協働の構想」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第 166 号, 41-51。

Studying a Procedure to Clarify the Goals of Education and Care in Centers for Early Childhood Education and Care Consisting of Kindergartens and Nursery Schools

Ryotaro KONYA *1, Tomoyoshi YOKOMATSU *2

Keywords : a center for early childhood education and care consisting of a kindergarten and a nursery school, a procedure to clarify the goals of education and care, curriculum management

*1 Graduate School of Education, Okayama University (Master' s Course)

*2 Graduate School of Education, Okayama University
